

# 介護保険コ-十一

## 訪問介護利用者負担額減額認定証の更新手続きを

介護保険制度が始まる前からの訪問介護利用者で、低所得の人は訪問介護の利用者負担額が軽減されており、減額認定証が交付されています。

現在お持ちの人の有効期間は、平成十六年六月三十日までです。引き続き減額認定を受けるためには、更新手続きが必要です。

なお、手続きは、ケアプランの契約をしている居宅介護支援事業所のケアマネージャーに依頼することもできます。

## 法施行後訪問介護サービス利用者負担額助成

介護保険制度開始後、新たに訪問介護サービスを利用の人も、笠岡市独自の制度として、訪問介護サービス利用者負担額を六%に軽減していますので、次のとおり申請してください。

**対象者：**平成12年4月1日以降に訪問介護サービスを利用し、継続して生計中心者が所得税非課税世帯の人

**申請方法：**領収証、印かんを持参し、利用月の翌月以降に申請してください。(ケアマネージャーに依頼することもできます)

## 更新申請のみ認定期間が延長になります

今年四月一日申請分から、介護保険法施行規則の改正により、更新申請に限り有効期間が原則十二カ月(従来は六カ月)、最長二十四カ月まで延長することが可能になりました。

二十四カ月に延長される対象者は、「重度の要介護状態にある場合を基本とし、個々の事例毎に原則より長期間要介護状態が継続されると見込まれる場合」に該当する人となります。

## 正しく介護サービスを利用しましょう

介護保険制度が始まって、四年が経過しました。介護保険制度は、介護の必要な人とそのご家族にとって、なくてはならない制度として定着してきています。

しかし、残念ながら最近全国的に事業者からの不正・不十分な介護サービス提供や介護報酬請求が見受けられ、事業所登録取り消しなど大きな問題となっています。

**不適正・不正なサービス提供や介護報酬請求を放置すると、介護保険制度への信頼が崩れ、保険財政にも悪影響を及ぼします。**

国は、昨年度から介護給付費適正化事業に取り組み、今年度から不適正・不正なサービス提供や介護報酬請求に対するチェック体制を強化します。こうした状況を受けて、市も、今年度からチェックをより厳重に行っています。

### 不適正な請求例

- ◆訪問介護をしていないのに、訪問介護を行ったと実態のない請求をする。
- ◆ヘルパーさんが、生活援助しかしていないのに、身体介護として介護報酬を請求する。

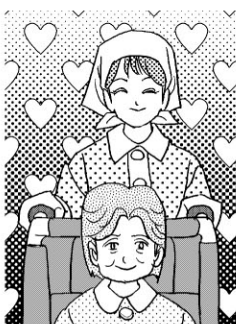
一方で、次のような介護保険制度では提供できないサービスを、利用者や家族などから求められるなど、不適切な

利用も見られます。介護保険サービスを利用する場合は、サービス計画・内容について、よくケアマネージャーとご相談ください。

### 不適切な利用例

- ◆要支援認定でありながら、介護タクシーを利用する
- ◆本人以外の家族のための洗濯、布団干し、掃除、調理
- ◆利用者の趣味趣向に関わる外出の付き添い(カラオケやパチンコなど)

介護給付費適正化のためには、保険者(笠岡市)だけでなく、サービス利用者の皆さん自らが、現在受けているサービスが本当に「自立した生活支援」に役立っているかどうかを、確認することが大変重要になります。



申請・問合せは

保険年金課介護保険係

☎ 2139 まで